

令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」業務委託仕様書

委託者群馬県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」業務の仕様を次のとおり定める。本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、甲と乙が協議の上で決定する。

1 業務の名称

令和8年度「ぐんまネクストジェネレーター運営事業」業務（以下「本業務」という。）

2 趣旨・目的

製造業を中心とする群馬県産業は大きな転換期に直面しており、新規事業の立ち上げやDX推進、社内制度刷新等、経営のバージョンアップ（刷新・強化・改善等）に取り組みたい企業も多い。こうした取り組みには、アイデアの実現をけん引できる経営者マインドをもった人材が必要だが、県内中小企業の多くは人材確保に課題を抱えている。

「ぐんまネクストジェネレーター」は、こうした企業に対して新規事業や課題解決、経営の担い手となる意欲ある若者をマッチングする事業である。若い世代が新しい風を吹き込むことで、企業のバージョンアップを後押しする。同時に、群馬県産業を活きた挑戦・実証のフィールドとして開くことで、群馬県だから実現できる最短距離の成長機会を提供し、成長意欲のある若者を群馬県に呼び込む。

本業務では、「ぐんまネクストジェネレーター」のプログラムの実施と効果的な運用に必要な各種活動及び自走化の検討・準備を行うものである。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

乙に委託する業務内容は以下のとおりとし、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、甲と協議して決定するものとする。

(1) 採用型プログラムの実施

群馬県の中小企業のバージョンアップを担う事業責任者等に、意欲ある若者をあっせんする。採用型プログラムで入社した若者は、2年間をプログラム期間として、サポート（伴走支援プログラム）も受けながら、業務に取り組む。

企業側は、若者ならではの知見や視点を有し成長意欲もある優秀な人材を獲得し、自社の課題解決・付加価値向上を進めることができる。一方で若者側も「20代で経営」という新しいキャリアパスを通して、大きく成長することができる。

2年間の期間修了後は、若者は自由に進路を選択することができることとする。

る。すなわち、そのまま企業の中核人材として活躍を続けたり、自身で起業したりするほか、継業等の仕組みを活用して経営者に挑戦することも可能である。

【想定している企業及び若者】

企業：県内の中小企業。さらなる成長に向けた課題解決を希望し、そのためのアイデアや意欲もあるが、人材不足等により取組が思うように進まない企業

若者：県内外の新卒・第二新卒の若者。将来的に自身でやりたいことや実現したい社会像等を持ち、そのために大きく成長したいと考えている若者

【事業の進め方及び今年度の位置づけ】



図は、各参加企業の募集・マッチングから入社後までのイメージであり、本業務での実施範囲を色付きで示している。新規の参加企業・若者の募集・マッチングは通年で実施すること。

①事業の広報周知・参加者の募集

ア 参加企業の募集

群馬県企業に対して、新しい人材活用戦略として採用型プログラムを広く周知広報し、自社の経営のバージョンアップのための事業責任者として若者を活用したい企業を募集し、求人情報を後述の専用サイトに掲載すること。（以降、求人申し込みを行った企業を「求人企業」という。）

イ 若者の募集

県内外の若者に対して、一般的な就職とも起業とも異なる新しいキャリアパスとして採用型プログラムを広く周知広報し、採用型プログラムでの就職に挑戦したい若者（以下「求職者」という。）を募集し、求人情報を紹介すること。なお、令和9年4月入社を希望している若者に限らず、就職活動を意識している大学生（1～3年生）等に対しても周知広報等を行い、将来的な採用型プログラムへの参加を促すこと。

②マッチングの運用

求職者から掲載求人情報に対する応募意向・関心が示された場合には、求人企業及び求職者のマッチングを支援すること。

【目標マッチング成立件数：4件程度】

なお、マッチングの結果両者が合意した場合の入社時期は令和9年4月1日を想定している。ただし、求人企業及び求職者両者からの特段の意向があった場合は、この限りではない。

<具体的業務>

- ・ 求職者・求人企業に対する本事業の説明
- ・ 面談等の設定等の職業紹介業務
- ・ 求職者・求人企業双方に対する面談等の結果調査及びフォロー

③ マッチング後伴走支援プログラムの構築

2年間のプログラム期間中において、採用型プログラムで就職した若者（以下「プログラム生」という。）とプログラム生を採用した企業（以下「採用企業」という。）を伴走支援するプログラムを構築し、採用企業に提案すること。

なお、伴走支援プログラムの実施は、受託者自身による自主運営とする点に留意すること。

ア 研修

プログラム生に対し、採用企業の経営のバージョンアップに必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。

イ メンタリング制度

プログラム生には、彼らの相談相手となり成長を促す専属のメンターをつける。メンターには、事業経営に関する十分な知見を持つ者を選定すること。

ウ プログラム期間終了後の進路選択の支援

プログラム生がプログラム期間終了後に、自らの意思で自由に幅広い進路選択ができるようサポート体制を整備する。

④ 事業終了に伴う求人情報の取扱い

求人企業等に対しては事業終了時に適切に対応できるよう甲と事前に調整し、実際の対応にあたること。

(2) トライアル型プログラムの実施

「現場」を知りたい若者に対して、県内企業での課題解決型フィールドワークをオーダーメイドで企画し実施する。フィールドワーク先企業は若者を活用して課題解決を実現し、若者は「現場のリアル」を得ることができる。

【目標マッチング件数 5件程度（年間）】

【想定している企業及び若者】

企業：群馬県の中小企業。さらなる成長に向けた課題解決を希望し、そのためのアイデアや意欲もあるが、人材不足等により取組が思うように進まない企業

若者：起業や社会課題解決等の将来のビジョンを持つ県内外の大学生・大学院生、高専生（18歳以上の者）。産業の「現場」に入り込みたいと考えている若者。原則、チーム（2～3名）での参加とする。

① 学生チームの募集

県内外の学生に対して事業を広く周知広報し、参加者を募集すること。本事業の想定する若者像に即し、効果的な周知方法の工夫を行うこと。

② フィールドワーク先企業の発掘・プログラムの構築

参加者の希望やキャリアイメージ等に応じて、県内企業から適切なフィールドワーク先をマッチングし受入調整を行い、またプログラムの内容を参加者（チーム）ごとにオーダーメイドで構築すること。プログラムの構築に当たっては、下記の点に留意すること。

具体的なプログラムの構築及び執行は、原則として乙が実施するものとする。
なお、プログラムの構築にあたっては、下記の点に留意すること。

ア プログラム期間は2週間（10活動日）程度とすること。

イ プログラム期間内に、参加者がフィールドワーク先企業1社が抱える課題に深く積極的に関わり、具体的に解決する策を提案・実装することを目指すようサポートすること。

ウ 学生チームの将来の起業活動に資するよう、希望に沿いフィールドワーク先企業以外の視察先についても適時調整すること。

エ 期間中は各参加者（チーム）に、彼らの相談相手となり成長を促す専属のメンターを付けること。

オ フィールドワーク先企業・参加チーム、それぞれが有する営業情報・機密情報等の安全が守られるよう事前に両者に説明を行う。必要に応じて、秘密保持契約の締結を支援すること。

カ フィールドワーク先企業候補と学生チーム候補の双方の合意が得られたときに、フィールドワークを行う学生チームを決定するものとする。

③ フィールドワークの運営

次の業務を行い、フィールドワークの運営を円滑に実施すること。

ア プログラム全般の実施・運営

イ 参加者の宿泊先及び移動手段の提案

ウ 学生チーム・フィールドワーク先企業の業務委託契約の締結支援（契約書のひな形の提供、学生・企業からの相談への対応など、企業・学生からの要望に応じて対応すること）

エ 参加者に対するフォロー・コーチング

(3) **プログラムの効果的な運用に資する各種活動の実施**

上記(1)(2)の事業の効果的な運用に資する各種活動として、次の業務を実施すること。

① 広報活動の実施

本事業の広報のため、次の内容を実施すること。

ア **専用サイトの運用**

・専用サイトを適切に運用管理・保守すること。

専用サイト URL：<https://next-gen.pref.gunma.jp/>

・専用サイトには、参加企業の情報（求人情報・トライアル型課題情報）を適時掲載するとともに、事業への参加意欲を高める情報の掲載を行うこと。

・事業への参加希望者・参加希望企業のエントリー情報を収集・整理し、適切に管理すること。

・（サイト閉鎖時のデータ取扱い）専用サイトを閉鎖する場合、受託者は、甲の指示に従い、本サイトに関連して保有または管理するデータ、バックアップデータその他の関連情報を削除するものとする。なお、必要なデータの取得及び保管は甲において行うものとするため、データ提供方法等について甲から指示を受けること。

イ イベント出展（年間3回程度を想定）

- ・本事業の趣旨に合致したキャリア観や意欲を持った学生・若者が集う県内外イベント等に出展し、学生・若者に対して事業を周知し、参加誘導を図ること。

ウ 経営者向け個別周知

- ・本事業の性質上、事業参画可否の判断は、経営層の意向が最重要であることから、県内の中堅・中小企業の経営層への個別のアプローチ、個別アプローチにつながる取り組みを行うこと。

②機運醸成事業の実施

本事業を、群馬県企業・県内外の若者・学生に周知するためのマッチングイベント、内定式・成果報告会を開催すること。

ア マッチングイベント（令和8年秋開催、年間1回程度を想定）

採用型プログラムの参画企業と若者を対象にしたマッチングイベントを実施すること。単なる合同企業説明会ではなく、若者が参画企業の魅力を知り、群馬県での挑戦意欲をさらに喚起させる企画となるよう留意すること。

イ 成果発表会（令和9年春開催、年間1回程度を想定）

本事業での活動（予定）者からの発表を盛り込んだイベントを実施すること。新たな参加者等の呼び込みにつながる企画となるよう留意すること。

<ア・イの具体的な実施内容>

- ・イベントの企画・運営（会場・機材の手配、当日運営）
- ・登壇者等関係者の手配・各種調整
- ・参加者（若者・学生、企業等）の募集・広報周知
- ・その他、イベント開催に付随する業務

③参加企業・若者のフォローアップ

本事業に参加した企業及び若者に対して、面談やアンケート調査により、期間終了後（採用型プログラムについては採用期間中）の状況を把握するなど、フォローアップ活動を適時行うこと。

(4)事業自走化に向けた取り組みの実施

本事業について、県からの予算措置がなくとも自走ができるよう、検討・調整、実現に向けた準備を行うこと。

具体的には、次の項目に取り組むこと。

- ① 自走化に向けて関係大学・法人等と今後の連携方法を検討・対応すること
- ② ①を受け、自走化に向けた試行として外部団体主催の事業・イベント・講義等を本事業と連携させる取り組みを実施すること
- ③ 参画企業等からのサービス料の徴収など、本事業終了後に自走化が可能となるビジネスモデルの検討・構築を行うこと

④ 事業の自走化に向けた関係先との調整

①～③を通じた事業の自走可能性について、各関係先と調整を行い、令和8年9月までに甲に中間報告、令和9年1月までに最終報告を行うこと。

5 実績報告等

(1) 月次報告

毎月、上記4(1)～(3)の業務について前月の実施状況を翌月15日まで(契約期間満了日の属する月については、契約期間満了日まで)に甲に報告すること。

(2) 全体報告

契約期間満了までに、総事業費を整理し、本業務全体の実績報告書を甲に提出すること。実績報告書には、下記ア～オを記載すること。

ア 採用型プログラムの実施内容

イ トライアル型プログラムの実施内容

ウ プログラムの効果的な運用に資する各種活動の実施内容

エ 本業務の収支

オ その他甲が指示する事項

6 その他留意事項

(1) 会計処理

本業務は内閣府所管の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等を財源に実施する。法令、国・県の会計・財務規定に従った処理を行うこと。

(2) 併給の禁止

本業務の委託費の支給事由と同一の事由により、支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国が実施するもの(国が他の団体等に委託して実施するものを含む)との併給は受けられない点に留意すること。

特に、本業務と併せて実施される「ぐんまネクストジェネレーター交流・研修事業」との併給等が生じないように、経費の支出や業務従事時間等を明確に区分し、管理すること。

(3) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

(4) 秘密の保持

本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。また、乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(5) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)等の関係法令を遵守しなければならない。

(6) 業務の引継ぎ

上記4(1)、(2)及び(3)について、業務が終了する場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。）及び受託事業者が交代する場合、乙は契約期間中に引継期間を設け、円滑に業務を引き継ぐこと。

なお、引継ぎの際は、本業務の業務全般にわたる引継書を作成し、甲に提出すること。引継書の内容は、本仕様書に掲げる事項について、処理手順等を特に詳細かつ具体的に述べているものであること。

(7) 再委託の制限

乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、了解を得なければならない。

(8) その他

甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。